

松田町自治基本条例(仮称)の条文に盛り込むべき必要事項(項目)について

章名	条	項目	回答状況												集計	その他(新設事項)等	
第1章 総則	1条	目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	・「自治の基本理念」と「まちづくりの指針」は、「自治」と「まちづくり」の違いを明確に規定することが必要	
	2条	条例の位置付け	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	・市民が課題解決に関わることを「協働」と表現とするか、それとも「参加」ということにするか、その辺りの議論が必要	
	3条	定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	11	・公益通報制度 ・町の未来を担う子どもも関連条項	
第2章 自治の基本理念	4条	自治の基本理念	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	10	①市民の参加 ②子ども、高齢者のまちづくりへの参画
	5条	情報共有の原則	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	10	第11章条例の実効性の担保及び見直しとして第30条が規定されていますが、市長の諮問に応じた審議・答申を行うのみで、答申内容の公表も規定されておらず担保足り得ません。無用の長物と考えますので、当町の条例には最もふさわしくありません。
第3章 自治の基本原則	6条	参加の原則	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	9	1 今後の進め方：条例に盛り込む重要事項について洗い出し、論点整理して議論する。 2 事項の洗い出し：条例全体の流れ(ストーリー)が必要=条例制定が今後のまちづくりの基本となる仕組み⇒市民に理解していただき、賛同を得て、行動に移していただかなければなりません。⇒先ず読んでいただくことが必要⇒分かりやすさを増す。
	7条	協働の原則	△	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	?	○	8	3 また、まちづくりの目標に向けて、取り組む仕組みが從来とどこが変わったのかを明確に示す。 4 以下は、ストーリーの素案及び盛り込む重要項目を記述するもの。 (1) まちづくりは、市民、町長(行政)、議会(議員)がそれぞれの役割を果たし、密接に連携して行うものであること。 (2) まちづくりは、主権者である市民が主体となるもので、自らが出来る範囲のことは自ら行い、地域でできることは地域で行い、それでも出来ないことは行政が行うことを明確にした上で、まちづくりに市民それぞれの状況に応じて行動するよう努めること。 (3) 町長(行政)、議会は、市民の付託を受けて町政、議事を行う立場から、市民への説明責任として、情報提供、情報開示を積極的に行うことにより、必要不可欠な「情報の共有化」を図り、連携したまちづくりを行うこと。また、この情報提供の徹底が後発条例制定自治体として唯一獨自性できると考えます(現状は、情報格差が大きいと感じられる)。 (4) 議会は、町長以上に町の意思決定の責任があることを明示すること。 (5) その他、①町長の任期、②議会の権限の範囲拡大、③パブリックコメント、④住民投票制度、⑤子どもの権利、⑥児童へのまちづくり教育機会等関連事項を盛り込むこと。 (6) 「目的」、「条例の位置付け」、「定義」規定は、条例の法制基準として事務的に整理するものと考えます。
第4章 まちづくりの指針	8条	まちづくりの指針	△	○	×	×	○	○	△	○	×	○	×	○	○	6	第5条「情報共有の原則」は、第23条の「情報公開」に入れる。 第8条「まちづくりの指針」は市民憲章と重複
	9条	市民の役割と責務	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	第9条「市民の役割と責務」について、市民の権利と責務を分けるものもある 第11条「議会の責務」及び第12条「議員の責務」はまとめる
	10条	事業者の役割と責務	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	○	7	第15条「行政運営の基本」～第17条「財政運営」はまとめる
	11条	議会の責務	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	条文項目の多い自治体ということで南足柄市を選定されたことは承知致しましたが、これよりは審議会委員としての責務も当然ながら松田町市民の一人として御意見を申し上げさせていただきます。南足柄市の章名、条、項目数が膨大過ぎて読んでいて最初は市民の皆さんも興味津々で読まれることと思いますが、最後まで全ての市民の方が読むというのは少々疑問を感じています。
	12条	議員の責務	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	松田町のように小さなまちだからこそもっとコンパクトにまとめ上げた内容の条文、項目がよろしいのではないかと思います。
	13条	市長等の責務	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	(子どもの権利) 神奈川県茅ヶ崎市「骨子案」より抜粋
第5章 役割と責務	14条	職員の責務	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	1 すこやかに育つ権利 子どもは、すこやかに育つ権利を有することについて定めます。
	15条	行政運営の基本	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	2 参加の権利 子どもは地域社会を構成する一員と尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利を有することについて定めます。
	16条	総合計画	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	9	(高齢者の役割と権利) 山梨県富士河口湖町より抜粋
	17条	財政運営	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	1 高齢者は、これまで培った知恵と経験を活かし、その活動を通じて地域社会に貢献しながら、いききと心豊かな生活を送り、まちづくりに参加及び参画することができます。
	18条	監査	○	×	×	×	○	×	○	○	×	×	×	×	○	4	2 町民及び町は、高齢者がまちづくりに参加及び参画するための環境づくりに努めなければなりません。
	19条	行政評価	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	9	以上の子ども、高齢者の二点を盛り込むべき項目に上げたいと考えます。条文は他自治体より抜粋したものなので松田町に沿った条文を委員の皆さんと審議していきたいと思います。
	20条	行政手続	○	×	×	×	○	×	×	○	×	○	○	×	○	5	3 学習環境の整備
	21条	説明責任及び応答責任	△	○	×	○	○	○	△	○	○	×	○	×	○	7	4 町長の権限の範囲拡大
	22条	パブリックコメント	○	×	○	○	○	○	○	○	○	?	○	×	○	8	5 パブリックコメント
	23条	情報公開	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	10	6 住民投票制度
第6章 行政運営	24条	個人情報保護	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	7 子どもの権利
	25条	学習環境の整備	×	×	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×	○	4	8 児童へのまちづくり教育機会
	26条	まちづくり基金	×	×	×	×	○	×	?	○	×	×	×	×	○	2	9 国及び他の自治体との関係
	27条	住民投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	10 地域コミュニティ
	28条	地域コミュニティ	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	11 地域の実行性の担保及び見直し
	29条	国及び他の自治体との関係	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	9	12 雑則
	30条	自治基本条例推進委員会	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	○	6	1 まちづくりの指針
	31条	条例の見直し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	2 まちづくりの指針
	32条	委任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	3 まちづくりの指針
その他の必要項目等			○	○	×	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	8	4 まちづくりの指針